

「横浜市自転車活用推進計画（素案）」に係る市民意見募集の実施について

横浜市では、「横浜市自転車総合計画」を平成 28 年 6 月に策定し、自転車施策を推進してきましたが、平成 29 年 5 月に自転車活用推進法が施行され、今年 6 月には国から自転車活用推進計画が示されたところです。

自転車は、環境への負荷が少なく、健康増進にもつながる身近な乗り物であり、自転車・歩行者双方の安全を図り、生活を豊かにする視点での自転車活用を推進するため、「横浜市自転車総合計画」をもとに、「横浜市自転車活用推進計画」を策定する予定です。

そこで、計画の策定にあたり、幅広く市民の皆様のご意見を伺うため、市民意見募集を実施します。

【市民意見募集（パブリックコメント）の概要（予定）】

- 1 意見募集期間
平成 30 年 12 月 21 日（金）～平成 31 年 1 月 21 日（月）
- 2 意見募集リーフレットの配布場所
意見募集期間中、区役所、横浜市市民情報センター、各区 PR ボックス等で配布
※計画（素案）の冊子は、各区役所広報相談係、横浜市市民情報センター、横浜市道路局交通安全・自転車政策課及び本市ホームページで閲覧できます。
- 3 意見提出方法
ハガキの郵送、Eメール又は F A X、当課に直接持参
- 4 その他
広報よこはま 12 月号でお知らせするほか、記者発表も行います。

【スケジュール（予定）】

平成 31 年 3 月に、有識者等で構成する検討協議会で計画案をご審議いただき、今年度中に計画を策定します。

【添付資料】

「横浜市自転車活用推進計画（素案骨子）」

担 当：道路局交通安全・自転車政策課

電 話：6 7 1－3 6 4 4

F A X：6 6 3－6 8 6 8

E-mail：do-kotsujitensya@city.yokohama.jp

横浜市自転車活用推進計画（素案骨子）

計画の目的

- 横浜市では、自転車は便利で身近な乗り物として、様々な場面で活用されています。
- 一方で、自転車の基本的なルールが守られておらず自転車関係事故も多く発生しており、一部の地域では放置自転車も依然として課題となっています。
- 自転車は便利だけでなく、環境への負荷が少なく、健康増進につながり、災害時にも機動的な交通手段です。歩行者や自動車、バスなどと共存するとともに、自転車を横浜らしいまちづくりに生かすことが求められています。
- 本計画では、自転車・歩行者双方の安全を図り、生活を豊かにする視点での自転車活用を推進することで、環境にやさしく、賑わいと回遊性のあるまちづくりを目指します。

横浜市自転車総合計画（平成 28 年 6 月）

国の動き

■ 自転車活用推進法（平成 29 年 5 月）

- ・ 環境負荷の低減、災害時における交通機能の維持、国民の健康増進等を図ることなど新たな課題に対応する
- ・ 交通の安全の確保を図りつつ、自転車の利用を増進し、交通における自動車への依存の程度を低減することによって、公共の利益を図る

■ 自転車活用推進計画（平成 30 年 6 月）

自転車の活用の推進に関して基本となる計画

市の動き

横浜市中期 4 か年計画 2018～2021

政策 20 市民に身近な交通機能の充実

- ・ 歩行者の安全確保や地域の利便性向上
- ・ 自転車施策の総合的な推進

横浜都市交通計画（平成 30 年改定）

施策の方向

歩行者空間・自転車の利用環境の整備

公共交通や自転車の利用促進につながる環境整備

マイカーから公共交通等への転換を促す啓発活動

安全に移動できる環境の整備

交通安全教育・啓発の推進

横浜市自転車活用推進計画

【市民意見募集（パブリックコメント）の概要（予定）】

1 意見募集期間 平成 30 年 12 月 21 日（金）～平成 31 年 1 月 21 日（月）

2 意見募集リーフレットの配布場所

意見募集期間中、区役所、横浜市市民情報センター、各区 P R ボックス（地区センター、行政サービスコーナー等）でハガキ付属リーフレットを配布します。

※計画（素案）の冊子は、各区役所広報相談係、横浜市市民情報センター、

横浜市道路局交通安全・自転車政策課及び本市ホームページで閲覧できます。

○掲載予定ホームページ URL（12 月 21 日から）<http://www.city.yokohama.lg.jp/doro/kotsujitensya/>

3 意見提出方法 ハガキの郵送、Eメール又は F A X、当課に直接持参

4 その他 広報よこはま 12 月号でお知らせするほか、記者発表も行います。

計画の期間

- 本計画の計画期間は、2019年から2028年の10年間を想定しています。

施策（案）

まもる

自転車の安全利用に必要な、ルール・マナーを伝える。



方針 A 交通ルールを学べる環境をつくる

- (1)切れ目のない交通安全教育の場・機会の充実
- (2)教育・啓発・指導ができる体制づくり

方針 B 安全・安心に自転車を利用できる環境をつくる

- (3)自転車とクルマが互いに配慮できる意識形成
- (4)自転車保険の加入促進
- (5)安全に乗るための点検・整備方法の周知啓発

はしる

安全・快適に自転車を利用できる通行環境をつくる。



方針 A 広域的な自転車ネットワークをつくる

- (1)広域的自転車ネットワークの形成

方針 B 地域の自転車ネットワークをつくる

- (2)重点エリアでの整備推進
- (3)都心臨海部における自転車利用環境づくりの推進

方針 C 安全で快適な自転車通行環境をつくる

- (4)自転車通行環境の快適性向上

とめる

自転車を適切に止められる駐輪環境をつくる。



方針 A 駐輪場の「量」を確保する

- (1)買い物等集客施設での利用に応じた駐輪場の確保
- (2)鉄道利用等に対応した駐輪場の拡充

方針 B サービスの「質」を高める

- (3)市営自転車駐車場のサービス向上
- (4)持続可能な市営駐輪事業のしくみ構築

方針 C まちに適した駐輪対策を進める

- (5)地域、民間、行政の連携による駐輪対策の実施

いかす

自転車をヨコハマでの暮らしやまちづくりにいかす。



方針 A 健康的な「ライフスタイル」にいかす

- (1)自転車を活かした健康づくりの支援
- (2)サイクルスポーツへの興味を高める取組推進

方針 B 横浜らしい「まちづくり」にいかす

- (3)観光や賑わいのあるまちづくりでの自転車活用の推進
- (4)まちづくりと連携した自転車活用の推進